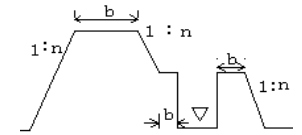
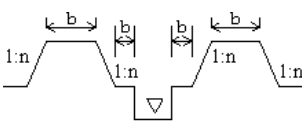
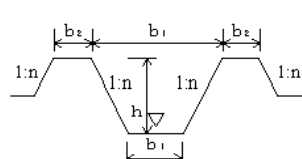
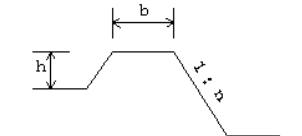
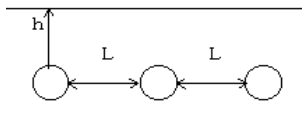


出来形検査基準規格値(mm)

番号		工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
第12編 土地改良編	12-1	水路トンネル (支保工)	間隔 L	±75	(1)基準高、幅、高さ 延長100mにつき1箇所以上測定。		土地改良に適用			
			幅 b(Bタイプ) (C、Dタイプ)	-0						
		(コンクリート覆工)	基準高	±50	(2)厚さ (イ)コンクリート打設前の巻立空間を10打設長の割合で中間と終点を図に示す各点①～⑩で測定。  (ロ)コンクリート打設後、覆工コンクリートについて10打設長の割合で端点(施工継手の位置)において、図に示す各点①～⑩の巻厚測定を行う。 ただし、上半断面先進工法の場合④～⑦については、上半のセントルの間隔程度でよい。  (ハ)せん孔による巻厚の測定は、図の①は100mに1箇所、②～③は200mに1箇所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上のせん孔による測定を行う。 ただし、漏水の多い場合などで上記によることが好ましくない場合は、監督員の指示により間隔を拡げることができる。					
			厚さ t	-0						
			幅 b	-40						
			高さ h	-40						
			中心線のずれ 直線	±100						
			曲線	±150						
			施工延長 L < 150m	-150						
			施工延長 L ≥ 150m	-0.1%						
		12-2	防護柵	施工延長 L	-200			施工延長200mにつき、1箇所以上測定。		土地改良に適用
		12-3	管水路 (RC管、PC管)	基準高 (注1)	±50			基準高については、施工延長100mにつき1箇所以上測定。 中心線のずれ、ジョイント間隔、ゴム輪位置については適宜測定。  (注1) 被圧地下水のある場所に適用		基準高の測定は管底を原則とする。ただし、φ1350mm以下又は管底での測定が困難な場合は管頂まで埋戻後の管頂でも良い。  中心線のずれの測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。
中心線のずれ	±100									
ジョイント間隔	農林省監修土木工事施工管理基準による									
ゴム輪位置	農林省監修土木工事施工管理基準による									
施工延長 L < 200m	-200									
施工延長 L ≥ 200m	-0.1%									
たわみ率	±5%									
12-4	管水路 (铸铁管、強化プラスチック複合管)	基準高 (注1)	±50	基準高については、施工延長100mにつき1箇所以上測定。 中心線のずれ、ジョイント間隔、ゴム輪位置については適宜測定。  (注1) 被圧地下水のある場所に適用		基準高の測定は管底を原則とする。ただし、φ1350mm以下又は管底での測定が困難な場合は管頂まで埋戻後の管頂でも良い。  中心線のずれの測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。				
		中心線のずれ	±100							
		ジョイント間隔	農林省監修土木工事施工管理基準による							
		施工延長 L < 200m	-200							
		施工延長 L ≥ 200m	-0.1%							
たわみ率	±5%									
12-5	管水路 (硬質塩化ビニール管)	基準高	±50	基準高あるいは埋設深については、施工延長100mにつき1箇所以上測定。 中心線のずれについては、適宜測定。		土地改良に適用  埋設深は基準高を規定していない場合に適用する。				
		施工延長 L < 200m	-200							
		施工延長 L ≥ 200m	-0.1%							
		埋設深	-50							
中心線のずれ	±120									
12-6	管水路基礎	高さ (V <sub>2</sub> - V <sub>1</sub> )	±30	施工延長100mにつき、1箇所以上測定。		土地改良に適用  基礎材が異なる場合は種類毎に測定する。				
		幅	-100							

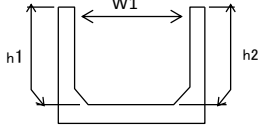
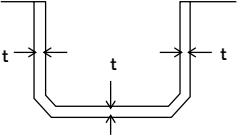
第12編土地改良編

出来形検査基準規格値(mm)

番号	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
第12編 土地改良編	12-7 ほ場整備農地開発 U字溝BF水路	基準高	±40	施工延長200mにつき1箇所以上測定。			
		幅	b < 1.0 m b ≥ 1.0 m				-50 -100
		接合	10本当たり				±50
		施工延長	L < 200 m L ≥ 200 m				-200 -0.1%
		法	勾配 n				±0.1
	12-8 ほ場整備農地開発 組立柵きょ工	基準高	±50	施工延長200mにつき1箇所以上測定。			
		幅	b				-40
		接合	10本当たり				±50
		施工延長	L < 150 m L ≥ 150 m				-150 -0.1%
		法	勾配 n				±0.1
	12-9 ほ場整備水路工	基準高	±100	施工延長300mにつき1箇所以上測定。			
		水路幅	b1				-75
		天端幅	b2 < 1.0 m b2 ≥ 1.0 m				-50 -100
		高さ	h				-75
		施工延長	L < 200 m L ≥ 200 m				-400 -0.2%
		法	勾配 n				±0.1
	12-10 ほ場整備農地開発土砂道	基準高	±150	幹線道路: 施工延長200mにつき1箇所以上測定。 支線道路: 施工延長500mにつき1箇所以上測定。			
		幅					-150
路床厚			-45				
施工延長		L ≥ 200 m L < 200 m	-0.2% -400				
12-11 敷砂利	幅		施工延長300mにつき1箇所以上測定。		土地改良に適用		
	厚さ					-100 -45	
	施工延長	L < 50 m L ≥ 50 m				-100 -0.2%	
12-12 ほ場整備整地工 (水田)	基準高 (指定した時)	±150	3ha当たり1筆の割合で、10アール当たり3箇所以上測定。				
	表土深					-20%	
	均平度					±50	
12-13 ほ場整備整地工 (畑地)	基準高 (指定した時)	±200	3ha当たり1筆の割合で、10アール当たり3箇所以上測定。				
	表土深					-20%	
	均平度					±100	
12-14 ほ場整備畦畔工	畦畔高	h	施工延長500mにつき1箇所以上測定。				
	畦畔幅	b				-50	
	法	勾配 n				±0.1	
12-15 ほ場整備農地開発 暗渠排水工	布設深		10本につき1本の割合で以下により測定。 上・下流端の2箇所、ただし、1本の布設長が100m以下のときは、中間点を加えた3箇所を測定。				
	間隔					±750	
	施工延長	L < 500 m L ≥ 500 m				-1,000 -0.2%	
	法						
12-16 農地造成 (山成畑)	幅及び長さ	±0.5%	1ha当たり1箇所以上測定。	指定した時	1ha当たりおおむね1箇所測定		
	耕起幅					±0.5%	
	基準高					±300	
	耕起深	(果樹) (野菜)				-75 -15	
12-17 農地造成 (テラス)	幅		テラス延長200mにつき1箇所以上測定。				
	耕起幅					-150	
	耕起深	(果樹) (野菜)				-75 -15	
	土水路幅					-75	
	土水路高さ					-75	
12-18 土壌改良	P H 測定	±0.5	施工面積100ha当たり1箇所の割合で測定(深さ15cm)。改良剤散布後2週間以上経過してから測定する。				

第12編土地改良編

出来形検査基準規格値(mm)

番 号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
第12編 土地改良編	12-19 表面被覆工	高さ(壁高)	-30	施工延長100mにつき、1箇所以上測定。		
		幅	-30			
		延長	-200	施工延長100mにつき、1箇所以上測定。		
		厚さ	設計値以上			
12-20	目地補修工	延長	-200	施工延長100mにつき、1箇所以上測定。		
		幅	幅、厚さ 現場塗装工の基準を準用			
		厚さ	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。			

注) 上記施工管理基準に記載のない工種については、第1編 第1章1-1-26 施工管理基準の規定に従う。